(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス 「シニアサロンデュランタ」利用契約書

様 (以下「利用者」という)と 有限会社 真全 小規模多機能居宅介護事業所 シニアサロンデュランタ (以下「事業者」という)は、利用者が 事業者から提供される(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを受けることについて、 次のとおり契約を締結します。

第1条 経営の目的

- 1 事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者が、その有する能力に応じ、住み 慣れた地域での生活を継続し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的 として、第5条に定める(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス(以下、当該サービ スという)を提供します。
- 2 利用者または連帯保証人は事業者に対し、当該サービスに対する料金を支払います。

第2条 利用者の要介護状態区分等

- 1 利用者の契約日時点における要介護状態区分は です。
- 2 その要介護認定の有効期間は令和 ____年___月___日から令和____年___月___ 日までです。
- 3 利用者は、当該サービスを受ける際に、事業者に被保険者証を提示し、事業者は、当該 被保険者証により、利用者の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期 間及び認定審査会意見を確認します。
- 4 利用者と事業者とは、この契約が更新される毎に、更新時点での利用者の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認します。

第3条 指定を受けているサービス及び事業所

- 1 事業者の各事業所は、事業所毎に横浜市長から介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業者として指定を受けています。
- 2 事業者の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

第4条 契約期間

- 1 この契約の期間は、第2条の2と同じとします。
 - ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日とします。
- 2 上記契約期間満了日の30日以上前までに利用者から書面による契約終了の申し出がない場合、この契約は更に同じ条件で自動更新され、以降も同様とします。

第5条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの基本内容

- 1 事業者は、当該サービスとして、事業者のサービス拠点において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供する通いサービスを中心として、利用者の居宅に訪問して介護等を行う訪問サービス、事業者のサービス拠点に宿泊するサービスを柔軟に組み合わせ、居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- 2 事業者が提供する当該サービスの利用料については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

第6条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの具体的取扱方針

- 1 事業者は、事業者の介護支援専門員(以下、「介護支援専門員」という)が開催するカンファレンス等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第9条に規定する(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づき行うこととし、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう支援します。居宅サービス計画、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画は、小規模多機能型居宅介護のライフサポートプラン①②で作成します。(以下、居宅サービス計画は「ライフサポートプラン①」、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画は「ライフサポートプラン②」という)
- 3 事業者は、当該サービスの提供に当たっては、ライフサポートプラン②に基づき、漫然か つ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供する当該サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5 事業者は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 事業者は、誠意をもって当該サービスを提供し、利用者またはその家族に対し、当該サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 7 事業者は、当該サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者等の生命または 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を 制限する行為を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

第7条 居宅サービス事業者等との連携

- 1 事業者は、利用者に対して当該サービスを提供するにあたり、居宅サービス事業者その 他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- 2 事業者は、利用者に対して当該サービスを提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との連携に努めます。
- 3 事業者は、利用者に対する当該サービスの提供の終了にあたり、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の

提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第8条 居宅サービス計画の作成・変更等

- 1 介護支援専門員は、利用者のライフサポートプラン①を作成します。
- 2 介護支援専門員は、利用者のライフサポートプラン①の作成変更に際しては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第33号)第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行います。
- 3 事業者は、利用者が他の介護保険事業者の利用を希望する申出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第9条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更

- 1 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、ライフサポートプラン②を作成します。
- 2 ライフサポートプラン②には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 介護支援専門員は、ライフサポートプラン②作成後も、当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4 利用者は、事業者に対し、いつでもライフサポートプラン②を変更するよう申し出ることができます。介護支援専門員は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する当該サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うよう計画を変更します。
- 5 介護支援専門員は、ライフサポートプラン②を作成し、または変更した際には、利用者及び利用者の家族に対し、その内容を説明します。
 - 提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第10条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録

- 1 事業者は、利用者に対して当該サービスを提供した際には、サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した 書面に記載します。
- 2 事業者は、利用者に対する当該サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも1項に規定する書面、その他、事業者に対する当該 サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、 事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第11条 利用料等

- 1 事業者が提供する当該サービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要 事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業者に対し、原則として、利用料の1割を支払います。但し、ご本人の収入によっては負担割合が2割~3割の場合があります。

ただし、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払い(一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者が市町村から9割分(または7割または8割分)の払戻を受ける支払方法)の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。

- 3 事業者から提供を受ける当該サービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者は、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 事業者は、利用者に対し、翌月25日までに、当月の当該サービスの内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- 5 利用者は、事業者に対し、当月の利用料を、翌々月4日(金融機関営業日以外は翌日または、翌々日)に、お客様指定口座より銀行引落しの方法で支払います。 なお、引落し手数料は利用者の負担とします。また、引落しがされない場合は、事業者の 指定口座に振り込むものとします。この際の振込み手数料は利用者の負担とします。
- 6 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行しません。振込票の控えまたはインターネットにての振込は、その振込記録をもって領収書に代えさせて頂きます。これらの振込票の控え及び振込記録は、法定領収書として利用できます。

第12条 保険給付の請求のための証明書の交付

- 1 事業者は、利用者に対して提供した当該サービスについて、利用者から利用料の全額の 支払いを受けた場合、利用者から求められたときは、利用者に対し、サービス提供証明書 を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供したサービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

第13条 利用料の滞納

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して1週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する当該サービスの全部または一部の提供を一時停止することができます。
- 2 事業者が、利用者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第14条 契約の終了

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 利用者の要介護(要支援)状態区分が、自立と認定されたとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 第14条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 第16条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 利用者が、介護保険施設へ入所したとき。

第15条 利用者の解約権

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、30日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第16条 事業者の解約権

事業者は、利用者が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるこの当該サービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、30日以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第17条 損害賠償

1 事業者は、利用者に対する当該サービスの提供に当たって、事業者の故意または過失により事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

ただし、利用者または利用者の家族に故意または過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または、賠償額を減ずることができます。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて東京海上日動火災保険株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

第18条 身分証携行義務

事業者の従業員(以下、「従業員」という)のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に 身分証を携行し、初回訪問時、利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつ でも身分証を提示します。

第19条 秘密保持

- 1 事業者及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する当該サービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、従業者が退職後、在職中知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏ら

すことがないよう、必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いません。
- 4 事業者及び従業員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者または利用者の家族の同意を得ることなく、利用者または利用者の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1)利用者について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項から3項及び6項により守秘義務が免除されるとき。
 - (2)利用者について生命、身体または財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、利用者の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3)個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

第20条 苦情処理

- 1 利用者または利用者の家族は、提供された当該サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が1項または2項の苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に 対して何らの差別待遇もいたしません。
- 4 事業者は、提供した当該サービスについて、利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第21条 合意管轄

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、横浜地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

第22条 契約外事項

本契約に定めにない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者またはその家族及び事業者の協議により定めます。

第23条 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急 隊、親族等へ連絡をいたします。 以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は記入押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

利用者	私は、以上の契約内容について説明を受け、内容を確認しました。 私はこの契約書で確認する小規模多機能型居宅介護サービスの利用を申し込みます。								
	住	所	₸						
	氏	名					印		
	電話	番号				FAX 番号			

連帯保証人兼身元引受人	私は本人の意思を確認しました。									
	本人との関係									
	住	所	Ŧ							
	氏	名								印
	電話	番号					FAX 番号			

事業者	当事業者は居宅サービス事業者として利用者の申込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを、誠実に、責任を持って行います。								
	住		所	〒226-0026 神奈川県横浜市緑区長津田町2365番地					
	名称			有限会社真全					
	代	表	者	取締役 杉﨑 俊一					
	事務局 電話番号			045-981-0707	事務局 FAX 番号	045-981-1699			